

【 令和5年度 保育施設入所希望者用 】

保育施設 利用申込みのご案内

(重要事項説明書)

「子ども・子育て支援制度」の施行により、幼稚園や保育所などの利用を希望する場合には、栗原市から“保育の必要性の認定（支給認定）”を受ける必要があります。

栗原市では、この支給認定の申請と、保育施設の入所申し込みを同時に受け付けます。

このご案内は、支給認定の受け方や保育施設の入所申し込みに関する手続きなどについて、重要なことを記載しておりますので、熟読のうえ申し込みをお願いします。

■□■□■ 支給認定および保育施設利用申し込み受付期間 ■□■□■

令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで

※下記の休日受付日以外の土曜日、日曜日および祝日を除きます。

【申し込み及び問い合わせ先】 ※ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

○市民生活部子育て支援課 Tel22-2360（保育サービス係）

○各総合支所（市民サービス課）

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| ・ 築 館 Tel22-1111 | ・ 若 柳 Tel32-2121 | ・ 栗 駒 Tel45-2111 |
| ・ 高 清 水 Tel58-2111 | ・ 一 迫 Tel52-2111 | ・ 瀬 峰 Tel38-2111 |
| ・ 鶯 沢 Tel55-2111 | ・ 金 成 Tel42-1111 | ・ 志波姫 Tel25-3111 |
| ・ 花 山 Tel56-2111 | | |

【休日受付】

日時：令和4年11月19日（土）および令和4年11月27日（日）

各日とも午前9時から午後5時まで

場所：栗原市役所（本庁舎）1階 子育て支援課

※市役所東側出入口を利用してください。（総合支所では受付いたしません。）

栗原市 市民生活部 子育て支援課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL0228-22-2360 / FAX0228-22-0340 / E-mail:kosodate@kuriharacity.jp

目 次

1	保育施設の利用について	2
2	栗原市の保育施設	3
3	支給認定について	5
4	保育施設入所の条件及び入所期間	6
5	入所申し込みの対象児童について	7
6	支給認定・保育施設入所申し込み手続きの流れ	8
7	支給認定・保育施設入所申し込みに必要な書類	9
8	保育施設入所申込後の変更手続きについて	11
9	保育施設の入所選考について	11
10	保育料等について	12
11	【参考】よくある質問	15

保育施設の利用について

保育施設は、家庭において保育することができない（保育の必要性がある）お子さんをお預かりして保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

そのため、入所の申し込みがあれば必ず入所できるものではありません。

また、すでに入所して保育施設を利用されているお子さんの場合であっても、保育の必要性がなくなったときは、保育施設を退所していただく場合があります。

栗原市では、保育の必要性が高いと判断するお子さんが保育施設に入所できるよう、年度ごとに保育施設の入所選考をしたうえで入所の決定をします。

入所承諾期間は、その年度内の期間となり、次の年度も引き続き保育施設への入所を希望する場合は、年度ごとに入所申し込みが必要となりますので、現在、保育所等に入所しているお子さんや、入所をお待ちいただいているお子さんについても、このご案内にもとづく入所申し込みを行う必要があります。

また、入所選考は、提出いただいた書類をもとに保育の必要性を判断したうえで選考し入所承諾を行いますので、一度保育施設の入所決定を受けたお子さんであっても、翌年度に希望する保育施設に入所できない場合があります。

なお、栗原市では平成28年度から市内の幼稚園で3年保育と預かり保育を実施しています。幼稚園がある地区にお住いの3歳以上のお子さんにつきましては、幼稚園入園をご検討くださいますようお願いいたします。

保育施設の利用を希望される皆様のご理解とご協力をお願いします。

栗原市の保育施設

栗原市には、認可保育所である栗原市保育所が10か所あり、保育所型認定こども園が1か所あります。また、地域型保育事業所として株式会社及び社会福祉法人が運営する小規模保育事業所が4か所あります。

1 栗原市保育所及び栗原市認定こども園

(1) 開所日 月曜日から土曜日まで。ただし、祝日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休（園）所となります。

(2) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで。

※初めて保育施設に入所されるお子さんについては、入所する保育所等の環境に慣れていただくために、入所日から1～2週間は「ならし保育」を行います。

ただし、就労等の都合により「ならし保育」を行うことが困難な方は、その旨を入所する保育所等にご相談ください。

(3) 延長保育 ①実施施設：すべての栗原市保育所、栗原市認定こども園

②申し込み先：入所が決定した保育施設

③対象児童：施設の開所時間の時間内に保護者の送迎が困難な児童

④利用時間：午前7時から午前7時30分まで、および午後6時30分から午後7時まで。

⑤利用料金：

利用する時間	利用する曜日	利用料金
午前7時から午前7時30分まで (朝のみ利用する場合)	月曜日から金曜日まで	月額 2,000 円
	土曜日のみ	月額 400 円
	月曜日から土曜日まで	月額 2,400 円
午後6時30分から午後7時まで (夕方のみ利用する場合)	月曜日から金曜日まで	月額 2,000 円
	土曜日のみ	月額 400 円
	月曜日から土曜日まで	月額 2,400 円
午前7時から午前7時30分まで および 午後6時30分から午後7時まで (朝と夕方の両方利用する場合)	月曜日から金曜日まで	月額 3,000 円
	土曜日のみ	月額 600 円
	月曜日から土曜日まで	月額 3,600 円

2 地域型保育事業所（小規模保育事業所）

地域型保育事業所の開所日や開所時間など、利用にあたっての条件については、それぞれの事業所によって異なりますので、利用を希望する場合は、各事業所へ事前に確認してください。

【栗原市内の保育施設（一覧）】

○栗原市保育所（10か所）

施設名称	所在地	電話番号	対象年齢	施設定員	一時保育
栗原市築館保育所	築館伊豆一丁目5番1号	22-9751	生後4か月から 2歳児まで	100人	○
栗原市築館西保育所	築館新田7番1号	22-3501		60人	
栗原市築館北保育所	築館字下宮野岡田30番地19	22-5590		50人	○
栗原市栗駒保育所	栗駒岩ヶ崎上町裏207番地1	45-1216		60人	○
栗原市高清水保育所	高清水佐野丁32番地	58-2350		80人	○
栗原市一迫保育所	一迫真坂字新道満65番地	52-2063		60人	○
栗原市瀬峰保育所	瀬峰清水山26番地1	38-3204		45人	○
栗原市鶯沢保育所	鶯沢南郷広面27番地	55-3178		50人	○
栗原市金成保育所	金成沢辺町沖164番地	42-3250		110人	○
栗原市志波姫保育所	志波姫新沼崎156番地	25-3132		70人	○

※3歳児以上で保育所入所を希望される場合は、子育て支援課までご相談ください。

※保育所への登降所時は、保護者による送迎となります。

○栗原市認定こども園（1か所） <保育所部門>

施設名称 (指定管理者)	所在地	電話番号	対象年齢	施設定員	一時保育
栗原市若柳認定こども園 (一般社団法人吉野学園)	若柳字川北塚原104番地1	32-3243	生後4か月から 小学校就学前まで	239人	○

※生後4か月から小学校就学前児童のうち、5ページに記載する「2号認定」「3号認定」の児童を対象に子育て支援課が入所（入園）の決定を行います。

※3歳児から小学校就学前児童のうち、「1号認定（教育認定）」を希望する場合は、別途「栗原市立幼稚園等 入園児童募集案内」をご確認願います。

※若柳地区にお住まいの3歳児から小学校就学前児童は、こども園登園時のみ、スクールバスの利用ができます。希望される場合は、事前に申し込みが必要です。（降園便は原則乗車できません。）

運行時間：登園便【最初の停留所出発】午前8時20分頃～

※0歳児から2歳児、及び住まいが若柳地区以外の場合は、保護者による送迎となります。

○地域型保育事業所（4か所）

施設名称 (運営主体)	所在地	電話番号	対象年齢	施設定員	事業区分
ニチキッズ築館みやの保育園 (株式会社ニチイ学館)	築館下宮野川北10番地1	21-3821	生後2か月から 2歳児まで	19人	小規模 保育
おむすび保育園築館園 (株式会社おむすび保育園)	築館下宮野館10番地	24-7990	生後4か月から 2歳児まで	18人	小規模 保育
山王あおぞら保育園 (社会福祉法人宮城福祉会)	一迫真坂字新道満39番地	52-2880 (転送)		12人	小規模 保育
マリン保育園 (株式会社オオワダ)	金成沢辺前門沢127番地1	57-3113		19人	小規模 保育

※保育園への登降園時は、保護者による送迎となります。

支給認定について

保育施設等を利用するには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、保育施設等を利用するには2号認定または3号認定を受ける必要があります。

◎3つの認定区分

給付対象の施設や事業を利用するための「支給認定」の基準は、法令等によって定められています。お子さんの年齢と保育が必要な事由および時間により支給認定を行います。

年齢区分	認定区分	認定条件	おもな利用先
満3歳～ 小学校就学前	1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 ※平成28年度から市内の幼稚園で3年保育の実施と預かり保育のサービス内容を拡充しました。	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育認定 満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所 認定こども園
満3歳未満	3号認定	満3歳未満の保育認定 満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所 認定こども園 地域型保育事業

◎2つの保育必要量区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育を必要とする時間（保育の必要量）によって、「保育標準時間」と「保育短時間」の、それぞれの利用区分に区分されます。

認定種別	利用可能時間	保護者の就労等の状況
保育標準時間	原則8時間以上、最大11時間 (午前7時30分～午後6時30分まで利用可能)	おもに、フルタイム勤務の就労を想定。
保育短時間	最大8時間 (午前9時～午後5時まで利用可能)	おもに、短時間のパートタイム勤務の就労を想定。

保育施設入所の条件及び入所期間

入所の条件・・・保育認定で入所するための条件は、小学校就学前の児童で、入所希望児童の両親および同居の65歳未満の祖父母（入所希望月の初日現在の年齢による）が日常的に、次の条件によって児童の保育ができない場合となります。

入所期間・・・4月1日から翌年3月31日までの一年間

ただし、入所理由によっては入所を承諾する期間が制限される場合があります。

	入所理由	入所条件	保育 必要量	入所可能期限
①	居宅内(外)労働	一月において48時間以上労働することを常態としていること。	勤務時間 に応じて 決定	年度末まで ※ただし、雇用期間の定めがある場合はその翌月まで
②	母親の出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	標準	出産予定日の二月前（多胎児の場合は、四月前）から出産した日の二月後まで
③	疾病等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神や身体に障がいを持っていること。	標準	入所理由である疾病が回復するまで
④	病人の看護等	同居の親族（長期間入院等の親族を含む）に疾病、負傷または精神もしくは身体に障がいのある方がおり、常時看護または介護しているとき。	標準	入所理由である病人の看護等の必要がなくなるまで
⑤	家庭の災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっているとき。	標準	災害復旧に必要な期間
⑥	求職中（起業準備を含む。）	継続的に求職（もしくは起業準備）を行っていること。	短時間	入所から二月まで。 ※就労を理由に入所し、その後退職により求職となった場合は退職した月の翌月まで。
⑦	就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているとき。	標準	必要と認められる期間 ※在学期間確認
⑧	職業訓練等	公共職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校において実施する職業訓練等を受けるとき。	標準	必要と認められる期間
⑨	その他	栗原市長が上記①から⑧までに類する状態と認めるとき	内容に応じて、決定する。	

※途中入所の場合でも、入所日は、基本的に月の初日となります。

※育児休業取得中で、当該年度内に復職予定の場合は、復職予定日の1ヶ月前から入所が可能となります。

※「母親の出産」の入所理由で入所し、引き続き入所することが必要と認められる場合は、期間を延長する場合があります。ただし保育必要量は、一律「保育短時間」の認定になります。

※「標準時間」で認定される場合でも、「保育短時間」の認定を希望することができます。

○次の理由については、保育施設への入所が必要な状態と認められた場合に入所することができます。

- ・児童の虐待防止のために保育所に入所することが必要と認められる場合
- ・配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
- ・育児休業を取得する場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どものが保育所に入所しており、引き続き入所することが必要と認められる場合

○次の理由については、保育施設に入所できる基準に該当しません。

- ・入所条件の①から⑨に該当せず、今後就労の予定がない方がいる世帯、または児童に集団活動をさせたい世帯、もしくは入所児童以外の児童を保育するので保育所に入所させたい世帯。

※保育施設入所の条件に該当しない場合は、一時保育事業をご利用ください。

入所申込の対象児童について

入所申し込みの対象児童は、入所希望日に栗原市に住所を有し、入所希望日の属する月の初日において希望保育施設の対象年齢となっている児童となります。

また、栗原市に住所を有し、栗原市外の認可保育所などの入所を希望する場合も栗原市へ入所申し込みをすることとなります。（栗原市外の認可保育所などへの入所を希望する場合は、入所を希望する認可保育所などが所在する市町村によって申込期間が異なります。）

○入所申し込み時点で栗原市外に居住している方について

原則居住する市町村に申し込みしていただき、転入届け出の際に、改めて栗原市子ども子育て支援給付支給認定申請書兼施設利用申込書等を提出してください。

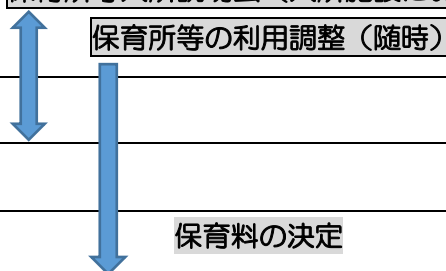
ただし、入所決定時期（第1回目）までに栗原市への転入を予定されている方については、転入前に直接栗原市へ入所申し込みをすることができます。

なお、入所申し込みをして、入所承諾を受けた後に入所日まで転入しなかった場合は、入所承諾が無効となります。

○児童の健康状態について

入所決定後に提出していただく健康診査事項の内容で、医師から健康状態が良好でなく集団保育が困難と診断された場合は、入所承諾が無効となる場合があります。

支給認定・保育施設入所申し込み手続きの流れ

年月	時期	内容
R4.11	上旬	支給認定申請・保育施設入所申込
	中旬	支給認定申請と保育施設入所申込は同時に行います。
	下旬	※11月中に申込みされた方を優先に利用調整を行います。
R4.12	上旬	申請内容の確認
	中旬	保育の必要性等の審査を行います。
	下旬	児童の疾病等で認定の判定ができない場合は、追加で書類を提出していただく場合があります。
R5.1	上旬	
	中旬	保育所等の利用調整（第一回目）
	下旬	書類審査および入所選考等により家庭状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い家庭から優先的に入所を決定します。（入所申し込みの順番だけで入所を決定するものではありません。）
R5.2	上旬	保育所等利用承諾通知書等送付
	中旬	※入所保留（待機）となった場合は、保育所等利用保留通知書を送付させていただきます。
	下旬	保育所等入所説明会（入所施設において実施）  保育所等の利用調整（随時）
R5.3		
R5.4		保育料の決定

※支給認定証につきましては、入所決定通知書と同時に2月上旬に送付いたします。

※若柳認定こども園の満3歳以上保育認定「2号認定」の児童は12月下旬頃に保育所等利用承諾通知書等を送付いたします。

※保留（待機）の場合、申込みをされて最初の利用調整（入所選考会）後に、「栗原市保育所等利用保留通知書」を郵送いたします。この通知は、初回の1回のみ発行いたします。一度お申込みいただくと、待機になった場合でも、その年度内は毎月選考させていただきますが、引き続き保留の場合は、保留通知は再度送付しておりません。

※育児休業の延長手続きなどで、別途証明書等が必要となる場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

※入所申込の有効期限について、当該年度の入所申込となりますので、入所の調整を行うのは、令和5年3月31日までの入所となります。

支給認定・保育施設入所申し込みに必要となる書類

(1) 栗原市子ども・子育て支援給付支給認定申請書兼施設利用申込書

※入所希望児童ごとに1枚必要となります。

(2) 保育所等への入所条件を証明する書類

※両親および同居の祖父母(65歳未満)について、次の表から該当する書類が必要となります。

	入所条件	提出書類	
①	居宅内(外)労働	就労証明書	
②	母親の出産	母子健康手帳など出産(予定)日がわかる書類の写し	
③	疾病等	父母が疾病の場合	診断書の写し
		父母以外の者が疾病の場合	疾病状況申立書 (状況に応じて診断書の写しが必要となる場合があります。)
		精神もしくは身体に障がいのある場合	障害者手帳の写し (障がいの状況がわかる部分)
④	病人の看護等	看護の場合	診断書の写し、または看護の必要性がわかるもの
		介護の場合	介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる部分) ※介護認定されていない場合は、⑧となります。
⑤	求職中(起業準備を含む。)	※上記(1)の申込書の「保育を必要とする理由」の求職活動の状況欄に詳細を記入してください。	
⑥	就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していることがわかる書類(学生証など)	
⑦	職業訓練等	公共職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校において実施する職業訓練などを受けていることがわかる書類(または、受ける予定であることがわかる書類)	
⑧	その他	栗原市長が①から⑧までの入所条件に類する状態とわかる書類など	

※診断書の写しなどを提出した場合においても、家庭での保育が可能であると判断される場合があります。

※入所申し込み時に不足書類があった場合は、速やかに入所申し込みを行った窓口へ不足書類を提出してください。

(3) 児童健康調査票

※入所を希望する児童ごとに1枚必要となります。

※入所申し込みをする児童の健康状態などについて記入してください。

(児童健康調査票の記載内容を確認した後、その児童の疾病状況により「(集団保育に關しての)主治医意見書」の提出をお願いする場合があります。)

(4) 保育料算定のための確認書類

◎マイナンバーの利用により課税証明書等の添付が省略できます。

ただし、市民税が非課税の場合、世帯の収入を確認する必要があるため、改めて収入額に分かる証明書の提出をお願いする場合があります。

※未申告等で課税状況が確認できない場合は、最高階層（13階層）にて保育料を決定します。

◎保護者がひとり親、若しくは同一世帯に障がいを有する方がいる場合で、保育料金表一覧（12ページ参照）の第2～第6-1階層（所得割 77,101円未満）に該当する場合は、保育料（利用者負担額）が軽減されますので、次の写しを提出してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・障害基礎年金証書 など |
|--|

(5) マイナンバー提供時の本人確認

マイナンバー制度の実施により、栗原市子ども・子育て支援給付支給認定申請書兼施設利用申込書にマイナンバー（個人番号）の記載及び申請に来庁する保護者のマイナンバー法に基づく本人確認が必要です。

申請手続きにお越しの際は、以下の①又は②の書類をお持ちください。

①マイナンバーカードをお持ちの方…マイナンバーカード

②マイナンバーカードをお持ちでない方…マイナンバー通知カード及びAかBのいずれか

A	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があり、本人の顔写真が貼付されたもの→ <u>いずれか1つ</u>	運転免許証 旅券（パスポート）、障害者手帳 療育手帳、在留カードなど
B	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があり、本人の顔写真が貼付されていないもの→ <u>いずれか2つ</u>	健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証など

保育施設入所申込後の変更手続きについて

○保育施設への入所条件に該当しなくなった場合

保育施設に入所している場合	現在入所している保育施設を退所していただくこととなりますので、速やかに退所届を提出してください。
保育施設に入所していない場合 (入所申し込みをしている場合)	保育施設への入所ができませんので、速やかに入所申し込みの取り下げ書を提出してください。

○家庭状況に変更が生じた場合

保護者の変更、住所、世帯員の変更、勤務先の変更や退職、産前産後休業および育児休業の取得など、家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかに栗原市役所（子育て支援課または各総合支所市民サービス課）もしくは入所している保育施設に連絡してください。

○入所を希望する保育施設を変更したい場合

保育施設に入所（入所決定） している場合	入所申込に基づき入所施設を決定しているため、入所施設の変更はできません。 ただし、転出やご家庭の特別な事情などにより、変更を希望する場合は、栗原市役所（子育て支援課）までご連絡ください。
保育施設に入所していない場合 (入所申し込みをしている場合)	変更届により、希望の変更を届け出てください。

保育施設の入所選考について

入所選考では、現に仕事をされている方など保育の必要性の高い方から入所を決定しますので、求職中の方の入所の優先順位は低くなります。そのため、希望保育所において入所定員に満たない場合に限り、4月当初から保育所に入所できます。

また、保育所入所希望を3施設記載できますが、入所決定後は施設の変更はできませんので、保護者が送迎可能な範囲で記入してください。ただし、希望した施設のみでの選考をおこないます。

(注) 保育料に未納がある場合は、その実態を踏まえて選考・判断する場合があります。

保育料等について

保育料の算定にあたり、入所児童の年齢は、その児童が入所した年の4月1日時点の年齢で決定いたしますので、年度途中で誕生日を迎えたとしても、その年度の保育料の年齢区分に変更はありません。（0歳児の月齢については、原則として入所月の1日時点を基準とします。）なお、毎年9月が保育料の算定切り替えの時期となります。

また、地域型保育事業所（小規模保育事業所）の保育料も同額となります。

令和5年4月から令和5年8月までの保育料（前期分）											
■令和4年度市民税額（令和3年中の所得に応じ課税）をもとに算出											
令和5年9月から令和6年3月までの保育料（後期分）											
■令和5年度市民税額（令和4年中の所得に応じ課税）を基に算出											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額 （前々年の所得に応じた課税額）						当該年度の市民税額 （前年の所得に応じた課税額）					

○保育料金表一覧（月額）

階層区分	世帯の課税状況	3歳未満 <small>※当該年度4月1日時点の年齢</small>		3歳以上 <small>※当該年度4月1日時点の年齢</small>		軽減		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	第2子	第3子以降	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	—	—	
第2階層	第1階層、第4階層から第13階層を除き、市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	—	—	
第3階層	第1階層、第4階層から第13階層を除き、市民税均等割のみの課税世帯	12,800円	12,700円	0円	0円	半額	全額	
特第3階層		5,900円	5,850円	0円	0円	全額	全額	
第4階層	48,600円未満	17,500円	17,300円	0円	0円	半額	全額	
特第4階層		8,100円	8,000円	0円	0円	全額	全額	
第5階層	72,000円未満	21,000円	20,600円	0円	0円	半額	全額	
特第5階層		8,100円	8,000円	0円	0円	全額	全額	
第6-1階層	77,101円未満	24,000円	23,600円	0円	0円	半額	全額	
特第6-1階層		8,100円	8,000円	0円	0円	全額	全額	
第6-2階層	第1階層を除き、市民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯	97,000円未満	24,000円	23,600円	0円	0円	半額	全額
第7階層		133,000円未満	29,000円	28,500円	0円	0円	半額	全額
第8階層		169,000円未満	35,600円	35,100円	0円	0円	半額	全額
第9階層		213,000円未満	37,900円	37,400円	0円	0円	半額	全額
第10階層		257,000円未満	40,200円	39,700円	0円	0円	半額	全額
第11階層		301,000円未満	42,700円	42,000円	0円	0円	半額	全額
第12階層		397,000円未満	56,000円	55,100円	0円	0円	半額	全額
第13階層		397,000円以上	72,800円	71,600円	0円	0円	半額	全額

○保育料算定方法

- ・保育料算定については、父母（事実婚の状態も含む）の市民税課税額により算定します。
ただし、父母の収入額が合計して一定額（103万）以下の場合は、同居する祖父母の市民税額が合計される場合があります。
- ・市町村民税の課税地が政令指定都市の場合、税源移譲前の税率で算定した市民税所得割課税額により保育料を算定します。
- ・市民税所得割課税額を計算する場合には、調整控除額以外の税額控除額（住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国税控除額、配当控除額、配当割額又は株式等譲渡所得割額等）の適用を受ける前の額となります。

○保育料の軽減

- (1) 児童の属する世帯が次のア又はイに該当する場合で、「第3階層」から「第6-1階層」までに区分される場合は、それぞれ「特第3階層」から「特第6-1階層」に区分しなおされ、軽減を受けることができます。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子であって、現に当該児童を養育している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭世帯。
- イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金等受給者のいずれかに該当する在宅障がい者（児童）が属する世帯。
- ※当該条件に該当する世帯は、内容が分かる書類（児童扶養手当証書、身体障害者手帳、年金証書等の写し）を申込時にご提出ください。
- (2) 児童の属する世帯が次に該当する場合は、生計を一にしている子どものうち、年長（※）の子どもから順に数え、当該児童において料金表一覧の軽減が適用されます。
- ※市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、年長の子どもの年齢制限はありません。
市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯については、幼稚園又は認定こども園、保育所等へ入所している小学校就学^前児童の年長の子どもから数えて第2子以降の場合は、軽減が適用されます。
- (3) 栗原市の独自軽減として、第3階層から第1-3階層までに区分される場合、同一世帯の兄妹が幼稚園又は認定こども園、保育所等へ入所している場合は、2人目以降の入所児童の保育料が無料になります。

○3歳以上児の給食費について

保育認定（2号認定子ども）で入所した場合、保育料とは別に給食費（副食費等）がかかります。
市内公立保育所（こども園）は、給食費助成事業により無料となります。
市外保育施設等は、各施設にお問い合わせください。
なお、世帯の収入等により副食費（おかず代）が無償化となる場合があります。

○3歳以上児の給食費助成事業について

栗原市内にお住いの児童を対象に、教育・保育施設等の利用に係る給食費について、自己負担された額がある場合は助成金を支給いたします。

○その他の経費について

教材費、図書費、学習費、保険代、保護者会費、被服代等があります。（施設によって金額は異なります。）

○保育料、延長保育利用料の納入について

【取扱い金融機関】

○納入通知書または口座振替

七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農業協同組合、仙北信用組合、東北労働金庫、一関信用金庫の各金融機関本店および各支店、ゆうちょ銀行

○納入通知書のみ

岩手銀行一関支店

《納入方法》

1 納入通知書による納入

保育料	当月分の保育料について、毎月15日ごろに各保育所から納入通知書をお渡ししますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納入してください。
延長保育利用料	前月利用分の延長保育利用料について、毎月15日ごろに各保育所から納入通知書をお渡ししますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納入してください。

2 口座振替による納入

保育料のみ	ご指定の口座から毎月納入期日に引き落としします。仕事などの都合で納入通知書による定期的な納入が難しい方などは、納付忘れの心配がなく、便利で確実な口座振替をお勧めします。
-------	--

※口座振替を利用される場合には、事前に金融機関で手続きが必要となります。

手続きをされた翌月（ゆうちょ銀行の場合は翌々月）から口座振替が開始となります。

（注）残高不足などによる口座振替の再振替は行っておりません。

残高不足などにより期日に引き落としされない場合には、後日、口座振替不納通知書および納入通知書を送付しますので、直接金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

3 スマートフォン決済アプリによる納入

保育料・延長保育利用料	スマートフォン決済アプリを使って、いつでもどこでも納付することができます。納付の際の手数料はかかりません。 【スマートフォンアプリ】 Pay B、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayPay 請求書支払い、au PAY（請求書支払い）、銀行 Pay（ゆうちょ Pay）、FamiPay 請求書払い、d払い請求書払い
-------------	--

※コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書、及びアプリをインストール済みのスマートフォン又はタブレット端末が必要となります。

（注）領収証書は発行されません。また、通信料は利用者負担となります。

《納入期限》

原則として、各入所月の月末が納入期限となります。ただし、月末が土曜日、日曜日、祝日または年末年始に該当する場合は、金融機関の翌営業日が納入期限となります。

○保育料の未納について

- ・納入期限までに保育料の納入がない場合は、その納入期限から20日を経過する日までに督促状が送付されますので、速やかにお手元にある納入通知書で納入してください。
- ・督促状を発送した日以降の納入については、督促手数料として100円が加算されます。
- ・納入期限内の納付が困難な場合は、栗原市役所（子育て支援課）までご相談ください。

保育料の滞納について

保育料は、保育施設を運営するための経費の一部として、保護者の皆様の所得状況に応じて公平に負担していただいております。そのため、事情を考慮できる正当な理由がなく保育料を滞納した場合には、児童福祉法の規定により、滞納処分（差し押さえ）の対象となります。

また、児童手当法の規定に基づき、相当の理由がなく2か月以上未納が続いた場合は、児童手当から特別徴収する場合があります。

【参考】よくある質問

※以下に示す以外に不明な点などがありましたら、栗原市役所（子育て支援課）へお問い合わせください。

保育施設は、申し込みをすれば必ず入所できますか？	提出された書類により家庭の状況を確認させていただき、入所条件に該当する場合には入所が可能となります。ただし、年齢や希望保育施設、申し込み状況によって定員を超える場合があります。申し込みを行った保育施設に空きがない場合は入所できませんので、希望保育施設を複数選択するなどにより早期に入所できる方法をご検討ください。
育児休業中でも申し込みはできますか？	年度内に復職する場合は申し込み可能です。入所開始日は、復職日の1か月前から可能です。
入所の際の年齢は、どのように決定されますか？	4月1日時点での年齢となります。なお、0歳児の月齢は原則として入所する月の1日時点で決定します。
兄弟姉妹同時の申し込みをしましたが、それぞれ別の保育施設への入所となることはありますか？	可能な限り同じ保育施設への入所となるよう調整しますが、施設の申込状況や入所状況などによっては別の保育施設への入所となる場合もあります。
兄弟姉妹で申し込みの場合、提出書類は児童ごとに必要となりますか？	入所申込書および児童健康調査票のみ児童ごとに必要となります。（入所条件を証明する書類は共通として提出いただくかまいません。）
入所申込書には、必ず希望保育施設を第3希望まで記入しなければいけませんか？	第3希望まで必ず記入する必要はありません。
希望保育施設を第1希望だけ記入した場合に、優先して入所することはできますか？	希望保育施設を第1希望に限定したことを理由として優先して入所させるような取扱いはいたしません。
引越しをしたので、住所地に近い保育施設へ入所を変更することはできますか？	待機児童がない状態で、変更を希望する保育施設に空きがある場合に限り入所を変更することができます。
入所申し込みをしましたが、入所決定の可否はいつごろとなりますか？	入所募集期間内に申し込みがあったものについては、2月上旬を目処に入所決定の可否を通知します。入所募集期間以降に申し込みがあったものについては、随時入所を希望する日の前までに入所決定の可否を通知します。
入所している保育施設を欠席した場合は、その月の保育料は日割り計算されますか？	欠席日数をもって日割り計算することはありません。（月途中の入退所の場合に保育料を日割り計算することとなります。）
祖父母の年齢について、いつ時点での年齢をもって65歳未満と判断しますか？	入所を希望する月の初日の年齢を基準として判断します。
食物アレルギーがある場合、入所申し込みにおいて何か届け出は必要ですか？	申込の際に提出する児童健康調査票へ、アレルギーの状況について記載して提出してください。なお、医師の指示により食物アレルギーに対応した給食の提供が必要な場合は、入所決定後に「アレルギー対応食実施申出書」を提出していただきます。
現在妊娠中ですが、出生（出産）前に入所申し込みはできますか？	出生届を提出してからの入所申し込みとなります。
入所保留・待機の通知が届きましたが、その後はどのような扱いとなりますか？	入所を希望している保育施設に空きが発生した場合にご連絡をします。それまでの間は入所をお待ちください。
入所後に住所や勤務先に変更があった場合は、どのような手続きが必要となりますか？	変更があった事項について、入所している保育施設へ連絡していただき、申込状況変更届や就労証明書を提出していただきます。

栗原市内の保育施設位置図

